

2022年（令和4）年2月21日

社会福祉法人東埼玉一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

女性活躍推進法の目的である、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現に向け、次のとおり行動計画を策定します。

- 1. 計画期間** 2022年（令和4年）4月 1日から
 2025年（令和7年）3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 : 計画期間（3年間）における定年退職を除く退職者数を、男性を4人以下、女性を8人以下にする。

取組内容：

- 2022年 7月～ 働きやすく、継続して働くことのできる環境づくりについての調査（アンケートなど）。
2022年10月～ 育児・介護休業法の改正に沿った制度改正、職員への通知
その他、職員が継続して勤務できる対策の検討。

目標2 : 職員は有給休暇を年間10日以上取得する（年間20日付与された者）。

取組内容：

- 2022年 4月～ 有給休暇の取得現状と、取得の促進を施設長から通知。
2023年 1月～ それまでの取得状況の調査。取得が進んでいない者について所属長と本人に改善を提示。

目標3 : 職員の残業時間を1人1か月あたり10時間以下、又は年間120時間以下とする。

取組内容：

- 2022年 4月～ 残業の現状と、残業時間を減らす方針を施設長から通知。
2023年 5月～ それまでの状況の調査。目標を上回っている者について、所属長と本人に改善を提示。